

作成日：2015年2月2日

中華人民共和国

特許庁の所在地

① 特許・実用新案・意匠：

State Intellectual Property Office of the People's Republic of China
(SIPO) Patent Office

6 Xituchenglu Road, Haidian District,
P. O. Box 8020,
100088 Beijing

Tel : 86 10 62 09 3268

Fax : 86 10 62 01 9615

Website : <http://www.sipo.gov.cn/>

② 商標：

State Administration for Industry and Commerce, Trademark Office
8 Sanlihe Donglu, Xichengqu,
100820 Beijing

Tel: 86 10 6 803 2233

Fax: 86 10 6 801 0463

Website : <http://sbj.saic.gov.cn/>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 世界貿易機構 (WTO)
- (4) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (5) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (6) 世界貿易機構 (WTO)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (9) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 (Nice Agreement)
- (10) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (11) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (12) 意匠の国際分類に関するロカルノ協定

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日・中 PPH については、以下を参照ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_china_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

中国国内に住所や居所を有していない外国出願人は、登録された現地代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

中華全国専利代理人協会 (ACPAA)

電話 : 86-10-58572723

Website: <http://www.acpaa.cn>

5. 出願言語

中国語

6. その他関係団体

JETRO BEIJING CENTER

7003 Chang Fu Gong Office Building,

Jia-26, Jian Guo Men Wai Street, Beijing China 100022

Tel : 86-10-6513-7077

Fax: 86-10-6513-7079

7. 特許情報へのアクセス

<http://sbj.saic.gov.cn/sbcx/>

特許制度

1. 現行法令について

2009年10月1日に施行された2008年12月の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

(2) 明細書・クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

(3) 必要な図面 (Drawings)

(4) 委任状 (Power of Attorney) :

2ヶ月以内に提出することができます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document) :

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right) :

優先権主張出願の出願人と中国出願の出願人が異なる場合、優先権譲渡証が必要となります。

3. 料金表 (単位：人民元 (CNY))

(1) 出願料金 (公開料金含む) :	950
出願料追加料 (明細書頁数) :	
① 31 頁から 300 頁まで、1 頁当たり :	50
② 300 頁以上、1 頁当たり :	100
(2) クレーム追加料 (10 項以上 1 項当たり) :	150
(3) 審査請求料 :	2,500
(4) 2 ヶ月間の期間延長料金 :	600
(4) 再審査料金 :	1,000
(5) 特許証発行料金 :	255
(6) 年 金 :	
① 1 年度から 3 年度 / 各年当たり :	900
② 4 年度から 6 年度 / 各年当たり :	1,200
③ 7 年度から 9 年度 / 各年当たり :	2,000
④ 10 年度から 12 年度 / 各年当たり :	4,000
⑤ 13 年度から 15 年度 / 各年当たり :	6,000
⑥ 16 年度から 20 年度 / 各年当たり :	8,000

4. 料金減免制度について

出願人又は特許権者が料金を納付することが困難で有る場合、料金の減額が適用されます。

5. 実体審査の有無

実体審査を採用しております。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度を採用しております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度を採用しております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

2009年10月1日に施行された改正法の主な内容は次の通りです。

① 発明の定義の変更(2条) :

製品や方法又はその改善について提示される新規な技術的な構想が追加されました。

② 同一の発明と創作(実用新案出願)の複数出願について(9条) :

同一の発明と創作については、いずれかの出願に特許権が付与されます。但し、同一の出願人が同日に特許出願と実用新案出願をした場合であって、先に権利取得した実用新案権が存続し、かつ実用新案権を放棄した場合、特許出願について特許権を得ることができる旨、追加されました。

③ 中国国内で完成した発明を最初に外国に出願する場合、外国出願をする前に特許庁に Secrecy Review (秘密保持審査) を受ける必要性がある旨 (20条) :

④ 新規性の内容について(22条) :

従来の新規性の内容は、出願日前に国内又は外国で刊行物に公表されておらず、国内において公然と実施されておらず、又は他の方法によって公衆に知られていないことと、されてきました。

改正法の内容は、新規性とは、「従来技術に属さず」と変更され、その従来技術とは、出願前に世界の何れかの場所において公衆に知られている技術をいうと、変更されました。

また、我が国の特許法 29 条の 2 の規定内容と同様の内容から

「他人」が削除され、同一出願人についても適用されるようになりました。

以下、出願手続きの内容について説明します。

出願書類が提出されますと、方式的要件の審査、出願公開、出願審査の請求により、実体的要件の審査、特許査定そして拒絶査定の手順で進められ

ます。

(1) 方式審査：

① 出願は、方式的要件、不特許事由、出願の単一性等について審査されます。

出願が、方式的要件等を満たしていないと判断された場合、方式指令が発せられ、この指令書から所定の期間内に不備を訂正するよう求められます。

この期間内に適式に訂正を行わなかった場合、出願は拒絶されます。

② なお、発明が不特許事由に該当すると判断された場合には、指定された期間内に意見書の提出が求められ、当該意見書が不十分の場合出願は拒絶されます。

以下、発明として認められない不特許事由の内容です。

(a) 科学的な発見の場合

(b) 公序良俗に反する場合

(c) 精神的活動の方法や規則の場合

(d) 人体の治療や診断方法

(e) コンピュータプログラム自体にすぎない場合
等々です。

(2) 出願公開：

① 出願日（又は優先日）から 18 ヶ月経過後、出願の内容は公表されます。早期公開も請求することができます。

② 出願公開により仮保護の権利が発生します。

(3) 実体審査：

① 出願と同時に、又は出願日若しくは優先日から 3 年以内に審査請求をすることにより、新規性、進歩性及び産業上の利用性等についての実体審査が行われます。

この期間内に審査請求がされなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

以下、新規性の内容を説明します。

出願に係る発明が新規性を有するためには、

(a) 発明が、出願日（又は優先日）前に中国や外国において公衆に知られている技術、即ち従来技術に属さないことが必要です。

(b) 出願後に、先願に係わる出願が出願公開され、その公開された明細書等に記載された発明と、後に出願された発明が同一の場合には、新規性を有しません。

わが国の特許法 29 条の 2 の規定と同様ですが、中国では同一出願人に対しても適用されます。

以上から、中国では、「絶対的新規性」を採用しております。

<新規性は阻却事由>

- (a) 出願日（又は優先日）前 6 ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公表された場合
- (b) 出願日（又は優先日）前 6 ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者により、中国特許庁が指定する学術団体が開催する学術会議等に発明が公表された場合
- (c) 出願日（又は優先日）前 6 ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者による、一定の国際博覧会に出品することにより公表された場合

なお、上記学術会議等及び国際博覧会に出品することにより、新規性の例外の適用を受ける場合には、出願と同時にその旨の申立てを行い、出願日から 2 ヶ月以内に証明書を提出する必要があります。

- ② 審査請求後、特許要件について審査され、要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発せられます。

この拒絶理由通知の指定期間は、一般的に最初の拒絶理由通知の場合は通知発行日から 4 ヶ月、最後（2 回目）の拒絶理由通知の場合は 2 ヶ月となっております。

これらの指定期間は、請求により 1 回に限り 2 ヶ月の期間延長を求めることができます。

この期間内に、出願人は拒絶理由通知に対し、意見書又は明細書等の補正書を提出することができます。

- ③ 上記期間内に、応答をしなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされ、一方、応答はされたが、依然として拒絶理由を解消していないと判断された場合には、最終的に出願は拒絶されます（拒絶査定）。

- (4) 明細書等の補正の時期：

自発補正は、次の場合に認められます。

- ① 出願審査請求と同時
- ② 方式的審査が完了し、実体審査に移行する旨の通知を受けた場合に、その通知の日から 3 ヶ月以内
- ③ 出願が拒絶され、拒絶査定不服審判（復審）の請求と同時
- ④ 再審査請求手続において、再審査の通知に対して応答する時（この場合、補正は拒絶された事項に関する内容に限られます。）

- (5) 分割出願：

- ① 審査により、出願の単一性を満たしていない旨の通知を受けた場合、その通知から指定期間内に補正により請求項を削除する必要があります。

す。

当該削除された請求項は下記期間内に分割出願をすることができます。

- ②出願人は自発的に、出願の許可通知(特許査定)の受領日から2ヶ月以内に、分割出願をすることができます。また、
- ③出願の拒絶査定謄本送達の日から3ヶ月以内にも分割出願をすることができます。

なお、この分割出願の時期に関して、審査基準が変更され2006年7月1日から施行されております。その詳細は、留意すべき事項の箇所の詳細を説明します。

(6) 情報提供：

出願公開後、何人も出願に係る発明に関し情報提供をすることができます。

(7) 優先審査：

- ①グリーンテクノロジー (Green technology)、新世代情報技術、新たなエネルギーを利用した自動車技術分野等に関して、優先審査を受けることができます。
- ②日本や米国等と PPH プログラムを実施しておりますので、早期審査を利用することが可能です。
- ③更に、日本や米国等と PCT-PPH プログラムも実施しておりますので、PCT 出願についても早期審査を利用することが可能です。

(8) 特許付与：

- ①特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与の決定(特許査定)がなされます。
- ②この通知の日から2ヶ月以内に、特許証発行料金、公告手数料及び料金納付の際に該当する年度の維持年金を納付することにより、特許が原簿に登録されその後特許証が発行されます。

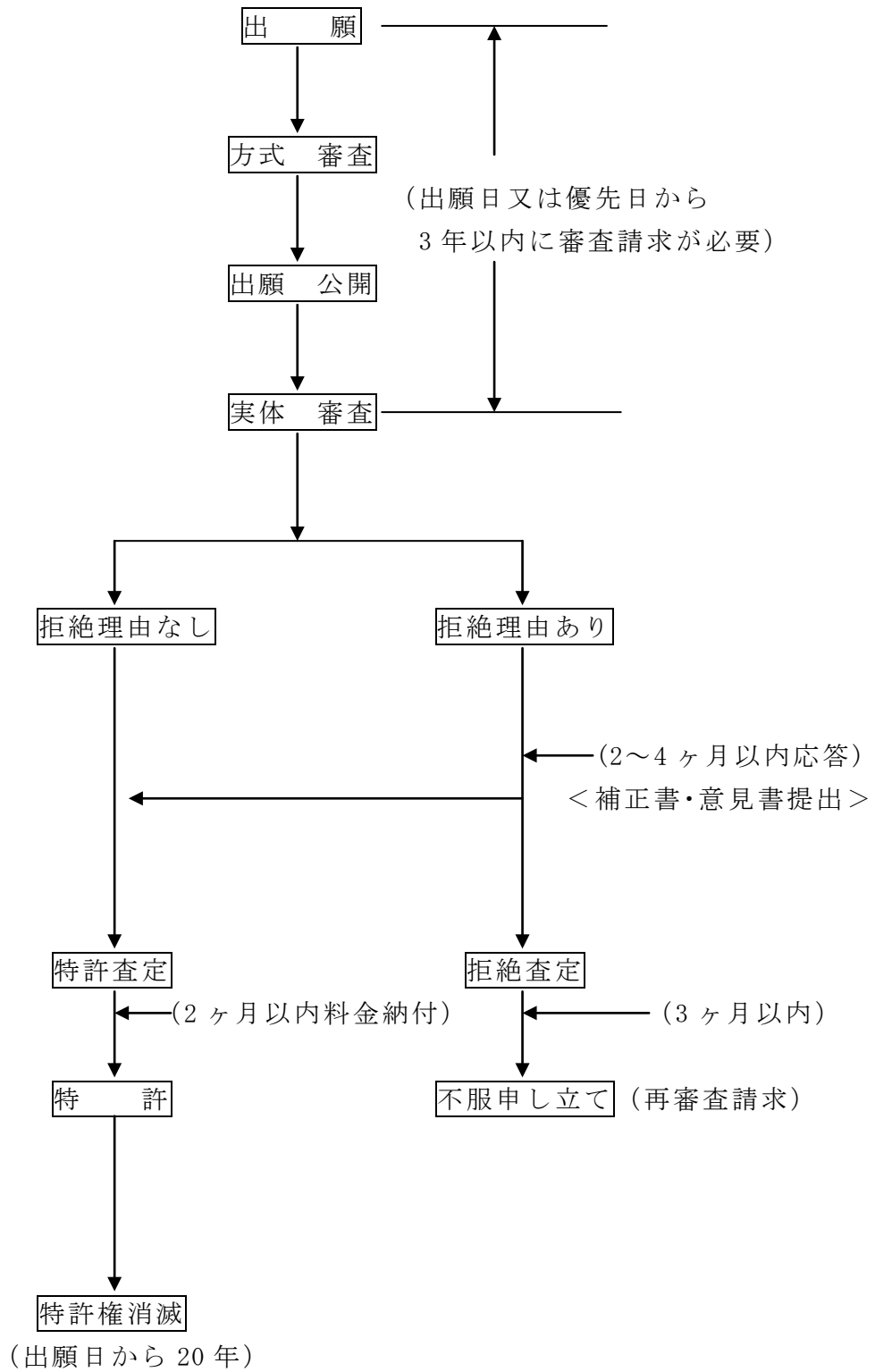
(9) 再審査 (Re-examination) 請求

実体審査後出願が拒絶された場合、拒絶査定 (Rejection decision) の受領から3ヶ月以内に復審委員会 (Re-examination Board) に出願の再審査を請求することができます。

(10) 不服申し立て：

復審委員会の決定に対する不服は、決定書の受領後3ヶ月以内に裁判所 (People's Court) に提起することができます。

出願から登録までのフローチャート



特許審査ハイウェイ（PPH）実施状況に関して

- (1) 日本の特許庁と中国特許庁は、2011年11月1日より特許審査ハイウェイプログラム（PPH）を実施しております。
- (2) 欧州特許庁、米国特許庁、日本国特許庁、韓国特許庁及び中国特許庁（五大特許庁（IP5））は、各庁における特許出願の早期審査をより良いものとするため、包括的な IP5 特許審査ハイウェイ施行プログラム（IP5PPH）を開始することに合意し、2014年1月6日から開始されております。
- (3) 欧州特許庁、米国特許庁、日本国特許庁又は韓国特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した IP5PPH 施行プログラムに基づいて、中国出願について早期審査を請求することができます。
なお、従来の PPH 施行プログラムも引き続き利用することができます。
以下では、上記（2）及び(3)の概要について説明します。

- (A) 欧州特許庁、米国特許庁、日本国特許庁又は韓国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ；
出願人は、上記特許庁への出願を基礎として中国出願につき、早期審査を申請することができます。

(1) 申請要件

- ① 中国出願及び対応する五庁の他の一庁への出願について、優先日又は出願日のうち、最先の日付が同一であること。
例えば、中国出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）が、
 - (a) 他の一庁への出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である場合、又は
 - (b) 他の一庁への出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である場合、又は
 - (c) 他の一庁への出願と同一の優先権基礎出願を有する出願である場合、等です。
- ② 対応する五庁の他の一庁への出願が存在し、既に「特許可能」と判断された一又は複数の請求項を有すること。
 - (a) 例えば、対応する一庁の出願が EPO 出願であった場合には、請求項に対して欧州特許を付与しようとする通知、「EPC 規則 71(3)に基づく通知（Communication under Rule 71(3) EPC）」が発行された場合。
或いは、請求項に対して特許可能であることが明示された、添付書類を含む審査部からの通知が発行された場合。
 - (b) 例えば、対応する一庁の出願が日本出願であった場合には、日本出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクション

において審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に特許可能と判断されたこととなります。

なお、オフィスアクションには、特許査定や拒絶理由通知書等が含まれます。

(c) 例えば、対応する一庁の出願が米国出願であった場合、以下の請求項は特許可能と示されたと認められます。

- ・「Notice of Allowance and Fees Due」に記載された「Notice of Allowability」の「The allowed claim(s) is/are ____。」に明示される請求項

- ・「Non-Final Rejection」又は「Final Rejection」に記載された「Office Action Summary」の「Claim(s) ____ is/are allowed.」に明示される請求項、等です。

③ 中国出願のすべての請求項が、対応する五庁の他の一庁への出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。

なお、差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、中国出願の請求項が他の一庁への出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、中国出願の請求項の範囲が他の一庁への出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は十分に対応するとみなされます。

④ 中国出願が公開されていることが必要です。

⑤ 中国出願が実体審査段階に移行していることが必要です。

PPHの申請時又は申請以前に、中国特許庁から中国出願の実体審査移行の通知を受領している必要があります。

但し、例外として審査請求と同時にあれば、PPHの申請を行うことができます。

⑥ 中国出願に関し中国特許庁において、PPH申請時に審査に着手がされていないことが必要です。

即ち、中国特許庁審査部からいかなるオフィスアクションも受領していないことが必要です。

⑦ 中国出願が電子特許出願であることが必要です。

(2) 提出書類

以下の書類を「参加申請」に添付して提出する必要があります。

なお、書類の提出を省略する場合には、「参加申請」中に記載する必要があります。

① 他の一庁への出願に対して出された全てのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文。

例えば、サーチレポート及びその見解書を含む他の一庁への出願に

における特許性の実体審査に関連する書類です。

なお、翻訳文は中国語又は英語となります。

- ②他の一庁への出願の特許可能と判断された全ての請求項の写し、及びその翻訳文。

翻訳文は中国語又は英語となります。

- ③他の一庁の審査官が引用した引用文献の写し。

引用文献が特許文献の場合には、提出不要です。

非特許文献は提出を省略することはできません。

なお、引用文献の翻訳文の提出は不要です。

- ④請求項対応表。

中国出願の全ての請求項と他の一庁の出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表の提出です。

[写し等の提出の省略]

上記①及び②の書類がドシエ・アクセス・システム (DAS) によって入手可能である場合は、中国特許庁から要求がない限り、その写しの提出は必要ありません。

また、これらの書類の機械翻訳が許容されておりますので、機械翻訳で十分な場合には、翻訳の提出を省略することができます。

(3) 手続き

- ①特許庁は必要な書類と共に申請書を受理した場合、出願を PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。

申請を認めた場合、出願は PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

- ②一方、要件の全てを満たしていない場合には、出願人はその旨の通知を受けます。

出願人には、特定の不備につき一度だけ補正の機会が与えられます。

- ③申請が認められない場合には、出願人は一度だけ申請書の再提出の機会が与えられます。

再提出した申請書も認められない場合には、出願は通常の順番で審査されることが出願人に通知されます。

(B) 欧州特許庁、米国特許庁、日本国特許庁又は韓国特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ；

(1) 申請要件

- ①中国出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、即ち国際調査機関が作成した見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書 (WO/IPEA) 及び国際予備審査報告 (IPER) のうち、最新に発行されたものにおいて特許性 (新規性・進歩性・産業上利用可能性のい

ずれも) 有りと示された請求項が少なくとも1つ存在することが、必要です。

なお、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は欧州特許庁、米国特許庁、日本国特許庁又は韓国特許庁が国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA) として作成したものに限定されています。

- ② 中国出願と対応する国際出願とは以下のいずれかの関係を満たす必要があります。
 - (a) 中国出願は、対応する国際出願の国内段階の出願であること。
 - (b) 中国出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっていること。
 - (c) 中国出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階であること、等です。
- ③ 中国出願の全ての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている必要があります。
- ④ 中国出願が公開されている必要があります。
- ⑤ 中国出願が実体審査段階に移行している必要があります。
- ⑥ 中国出願に関して、PCP-PPH 申請時に審査に着手されていないことが必要です。
- ⑦ 中国出願が電子特許出願であることが必要です。

(2) 提出書類

申請を行う際に、下記の書類を提出する必要があります。

- ① 特許性有りと判断が記載された最新国際成果物、すなわち WO/ISA、若しくは PCT 第二章に基づき国際予備審査が請求されている場合には、WO/IPEA 又は IPER の写し及び中国語又は英語によるその翻訳文
[提出の省略]
但し、中国出願が対応する国際出願の国内段階移行出願である場合には、国際予備審査報告 (IPRP) とその英訳文は出願の包袋中に含まれるため、国際予備審査報告とその英訳を提出する必要はありません。又、最新国際成果物の写しと翻訳文の写しが PATENTSCOPE (登録商標) で入手可能な場合も、原則としてこれらの書類を提出する必要はありません。
- ② 対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しと中国語又は英語によるその翻訳文
[提出の省略]
但し、特許性有りと示された請求項の写しが PATENTSCOPE (登録商標)

で入手可能な場合は、原則として提出する必要はありません。
また、請求項の翻訳文も原則として提出は不要で、審査官から要求があった場合に提出すれば十分です。

③対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し。
引用文献が特許文献の場合は、提出を省略できます。但し、非特許文献の場合には、提出を省略することはできません。

なお、引用文献の翻訳文は提出不要です。

④中国出願の全ての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に
対応していることを示す請求項対応表。

(3) 手続き

PPH 施行プログラムに基づく早期審査に関する手続きと同様です。

9. 特許権の存続期間及び起算日（権利の発生日）

- (1) 特許権存続期間は、出願日から 20 年で、特許権の設定登録日より発生
します。
- (2) 出願が特許になると判断された年度に該当する年度分の出願維持年金
も併せて納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から 30 ヶ月以内ですが、その後 2 ヶ月以内
に翻訳文等を提出することができます。
- (2) 提出すべき書類： 次の中国語による翻訳文の提出が必要です。
 - ① 国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言。
 - ② 19 条、34 条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後
の翻訳文
- (3) 委任状

11. 留意事項

- (1) 出願の際
 - ① 出願する場合には、必ず現地代理人に対する出願依頼書(オーダーレター)に出願人の名称を欧文表示及び漢字で明記し、出願人自身が既に分かっている場合には、併せて中国語による名称を記載し、不明な場合には、代理人に名称の翻訳を一任し、統一した名称を使用するよう、留意する必要があります。
 - ② パリルートにより出願の場合には、優先期間の 1 年以内に中国語による明細書等を提出する必要がありますが、PCT 出願経由国内段階移行出願の場合には、優先日から 30 ヶ月を経過しても、料金を納付するこ

とにより 32 ヶ月まで翻訳文を提出することができます。

従いまして、30 ヶ月経過した後には中国にて急遽、権利の取得を望む場合、32 ヶ月まで手続きが可能ですので、その点留意して下さい。

③PCT 出願後、優先日から 30 ヶ月を待たずに、早期に中国へ移行する場合、国際出願の翻訳文以外に、国際出願の書類の証明書(Certified Copy of the International Application as filed)の提出が要求されますので、留意して下さい。

④優先権譲渡証は、優先権を主張する場合に第一国出願人と中国出願の出願人が異なる場合に必要となりますが、パリルートによる出願の場合と PCT 出願経由中国出願の場合とでは、その扱いかたが異なるので留意して下さい。パリルートの場合、両出願間で完全に出願人が一致していない場合には、必ず優先権譲渡証の提出が要求されます。

一方、PCT 出願経由の出願の場合には、一定の要件の下、部分的に出願人が一致していれば、優先譲渡証の提出は要求されないとの運用が行われています。

⑤従来中国国内で発明された発明については、最初に中国出願しなければ、その発明を外国に出願をすることができませんでした。ところが、この度の改正により「秘密保持審査」を受けることを条件に、最初に中国出願をしない場合でも、外国に出願をすることができるようになりました(20条)。

なお、この規定に違反して、外国に出願した後に中国出願をした場合、特許を受けることはできませんので、留意して下さい。

(2) 出願後審査中

①拒絶理由通知を受けた場合は、必ず特許庁からの通知書と併せてその英訳文も送付してもらうようすべきでしょう。拒絶理由通知に対して応答期限を確認するために必要です。拒絶理由通知に対する応答期限は、2 ヶ月から 4 ヶ月となっております。その期限の計算の仕方は、まず、拒絶理由通知の発行日から 15 日をプラスし、その後 2 ヶ月又は 4 ヶ月をプラスする方法を採用しておりますので、その点留意して下さい。EPC 出願の「10 days ルール」と同様です。

②最近の中国出願の場合、特に中国語のクレームを事前に出願人自身がチェックするような場面が増えております。これは、出願人から見て中国語の誤訳の恐れを非常に懸念している現象かと思われれます。

従いまして、拒絶理由通知等で明細書を補正した場合にも、補正書提出後のクレーム部分の中国語及び英語の翻訳文を送付してもらうようにすべきでしょう。

③特許査定になった場合には、必ず最終的なクレームの中国語及び英訳

文を送付してもらい、可能な限り中国語のクレームが出願人の意図を満たしているか否かを確認すべきでしょう。

④分割出願に関して：

2006年7月1日から分割出願の時期的要件が厳しくなりました。原則的な分割出願の時期的要件は上述しましたが、次の事項について留意する必要があります。

- (a)従来は、拒絶査定を受けた場合に分割出願をする場合には、審判請求をする必要がありましたが、拒絶査定謄本の送達日から3ヶ月以内に拒絶査定不服審判請求の有無に拘わらず、分割出願をすることができるようになりました。

更に、拒絶査定不服審判請求後、また拒絶審決に対して当該審決取消訴訟を提起した後にも分割出願ができるようになりました。

- (b)発明の単一性欠如により拒絶理由通知が発行された場合には、指定期間内にクレームの補正により、単一性のないクレームを削除する必要があります。

なお、削除されたクレームについては、特許査定通知日から2ヶ月以内、拒絶査定を受けた場合には当該査定通知日から3ヶ月以内に、分割出願をすることができますので、留意して下さい。

⑤優先審査に関して：

通常の出願について優先審査を申請する場合、PPHやPCT-PPHの場合における早期審査とは異なり、発明の対象等に関し一定の制限が課せられますので留意して下さい。

以下の条件も必要となりますので留意して下さい。

- (a)オンライン出願であること。
- (b)出願公開がされていること。
- (c)出願審査請求がされていること。

実用新案制度

1. 現行法令について

2009年10月1日施行の2008年12月の改正法が適用されています。

2. 実用新案出願時の必要書類

(1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

(3) 図面 (Drawings) :

必須の提出書面です。

(4) 委任状 (Power of Attorney)

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

(6) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Document) :

優先権主張出願の出願人と中国出願の出願人が異なる場合に必要となります。

3. 料金表 (単位：人民元 (CNY))

(1) 出願料金:	500
・クレーム追加料(10クレーム以上1クレーム当たり):	150
(2) 拒絶査定に対する再審査請求:	300
(3) 登録証発行料金:	205
(4) 評価報告書作成申請料金:	2,400
(5) 年 金 :	
①1年度から3年度 (各年度当たり) :	600
②4年度から5年度 (各年度当たり) :	900
③6年度から8年度 (各年度当たり) :	1,200
④9年度から10年度 (各年度当たり) :	2,000

4. 料金減免制度について

出願人又は権利者が料金納付に困難な場合には、発明特許の場合と同様に料金が減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査はありません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度はありません。

出願が登録された後、出願内容が公表されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

実用新案とは、物品に関する形状、構造又は組み合わせであって、実用に適した新規な技術的構想(New technical solution)と、定義が変更されました。

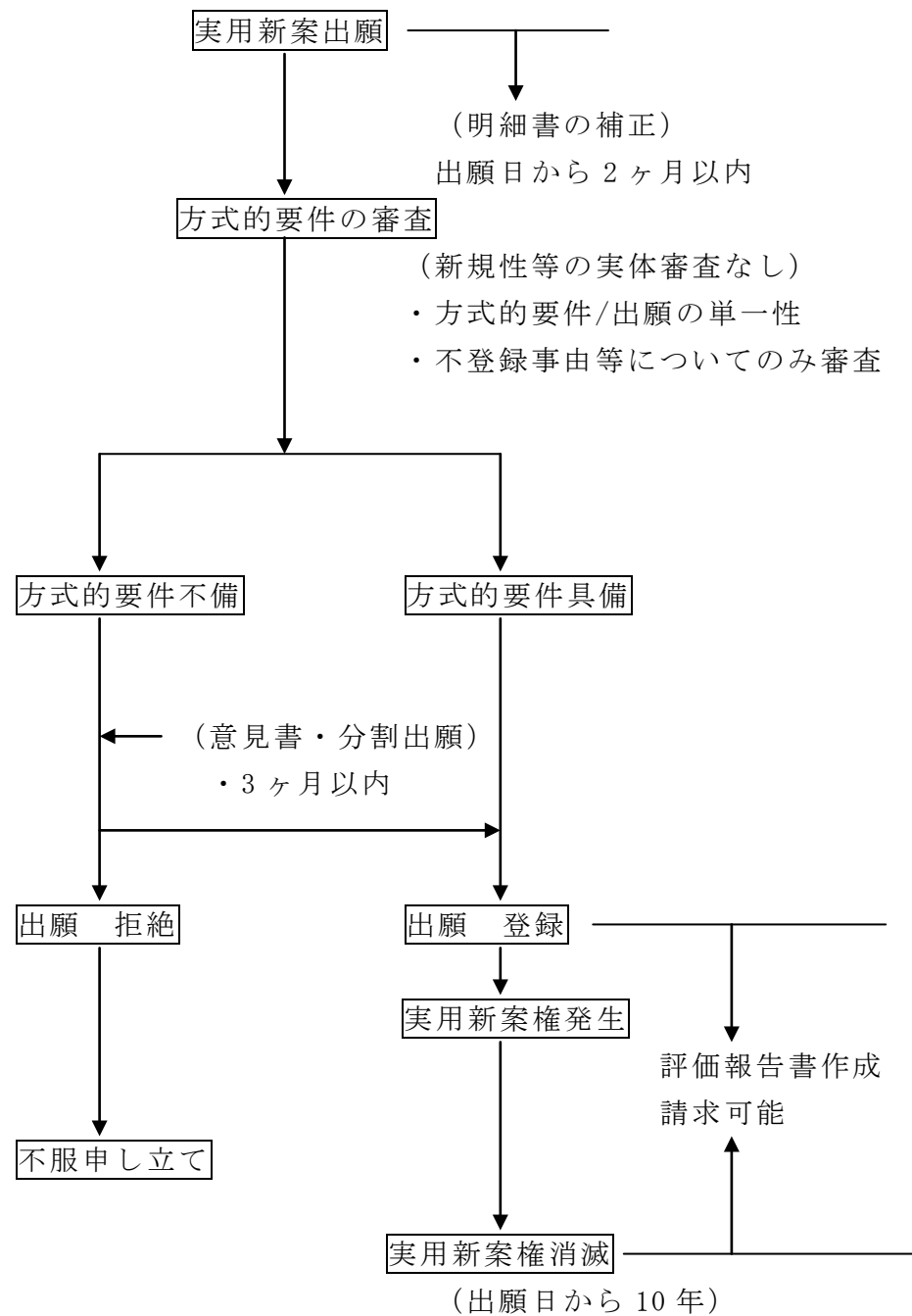
出願は、方式的要件、出願の単一性及び考案が明らかに不登録事由に該当するか否かの審査が行われ、実体審査（新規性等）は行われません。

不登録事由としては、方法に関する考案や確定した形状を有しない物等があります。

- (1) 出願が、方式的要件を満たしていないと判断された場合、所定の期間内に不備を満たすよう方式補正指令が発行され、この期間内に補正をしなかった場合には、出願は拒絶されます。
- (2) 出願が、出願の単一性を満たしていない場合、又は明らかに不登録事由に該当すると判断された場合、所定の期間内に分割出願や意見書を提出するよう、要請されます。
当該指定期間内に、分割出願や意見書を提出しなかった場合には、出願は拒絶されます。
- (3) 出願が、上記方式的要件等を満たしていると判断された場合には、登録すべき旨の決定がされ、その決定の日から2ヶ月以内に登録証発行手数料を納付するよう求められます。
- (4) 登録証発行手数料の納付後、実用新案登録証が発行され、登録が原簿に登録され、実用新案権が発生します。
- (5) 明細書の補正及び訂正について：
出願日から2ヶ月以内に自発補正をすることができます。
- (6) 不服申し立てについて：
 - ① 出願が拒絶された場合、拒絶の通知日から3ヶ月以内に、出願の再審査を請求することができます（復審委員会に対して）。
 - ② 再審査の決定に対しては、決定の通知日から3ヶ月以内に、上訴することができます。
- (7) 新規性調査の請求について：
 - ① 上述しましたように、新規性等については審査されずに登録されます。

- ②登録後、実用新案権者又は利害関係人は、特許庁に対して評価報告書 (Evaluation Report)作成する旨の請求をすることができます。
- ③評価報告書作成の請求があると、特許庁は当該請求書の受領日から2ヶ月以内に報告書を作成します。
- ④なお、侵害訴訟を提起する場合には、この評価報告書の提出が必要とされております。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から 10 年です。
- (2) 実用新案権は設定登録日から発生します。

10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について

- (1) 上述しましたように、実用新案登録出願は無審査で登録されます。
- (2) 実用新案侵害事件が生じた場合、裁判所は実用新案権者に対して、「専利権評価報告」（我国の実用新案技術評価書）の提出を求めることができるとされています。

11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

PCT 出願において、実用新案として保護を求めることができます。

- (1) 国内段階移行時期：優先日から 30 ヶ月以内。
- (2) 提出すべき書類：中国語による翻訳文の提出が必要です。
 - ① 国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明
 - ② 19 条補正書及び陳述書
 - ③ 34 条補正書等

12. 留意事項

- (1) この度の法改正により実用新案も発明とほぼ同様な内容で変更されています。

例えば、絶対的新規性の採用や中国の国内で創作された考案を、外国に出願する場合の規定です。
- (2) 実用新案は、存続期間が出願日から 10 年間で、又無審査で登録され、そのために発明特許と比べると、権利の安定性等の観点から利用価値が余りないようにも思えます。

しかし、中国では発明特許と実用新案出願の同日出願が認められています。

従いまして、これらを同日に出願し短期間で登録される実用新案出願の権利化を図り（独占権の取得）、その後特許出願が特許された場合には、実用新案権を放棄する方法として、実用新案出願を利用できるかと思われれます。
- (3) 実用新案登録出願は、無審査で登録されます。

従いまして、登録の有効性については出願人（権利者）の責任となります。

しかし、登録の有効性についての判断には技術性及び専門性が要求されその判断は困難が多いと思われれます。

そこで、登録後に実用新案権者は、自己の登録実用新案が有効か否かについて評価報告書の作成を請求し、報告書を入手しておけば権利侵害等が生じた場合に実用新案権の有効性の判断に関し有力な情報となるからです。

また、権利侵害訴訟を提起する場合には、この報告書の提出が必要となる場合があるからです。

意匠制度

1. 現行法令

中国における意匠は、中華人民共和国専利法（特許、実用新案、意匠）により保護されます。2009年10月1日に改正専利法が施行されました。

2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書（創作者、出願人）
- (2) 意匠の簡単な説明書（意匠の権利範囲の解釈に利用される場合があります。）
- (3) 意匠を表す図面または写真（ひな形、見本を要求される場合もあります）
- (4) 優先権証明書（出願日から3ヶ月）
- (5) 委任状（認証不要）

3. 料金表（単位：人民元＝CNY）

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 出願料金： | 500 |
| (2) 優先権主張料金： | 80 |
| (3) 再審査請求： | 300 |
| (4) 登録証発行料金： | 205 |
| (5) 無効請求： | 1,500 |
| (6) 年金（各年）： | |
| ①1 から 3 年度： | 600 |
| ②4 から 5 年度： | 900 |
| ③6 から 8 年度： | 1,200 |
| ④9 から 10 年度： | 2,000 |

4. 料金減免制度について

出願人又は権利者が料金納付に困難な場合には、発明特許の場合と同様に料金が減額されます。

5. 実体審査の有無

明らかに不登録事由に該当しないか否かの予備的審査のみで、新規性、先行する他人の権利と抵触するか否かの実体審査は行われません。登録後の無効請求で対応しています。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

登録後に、図面又は写真と簡単な説明書と共に意匠が公報に掲載されます。

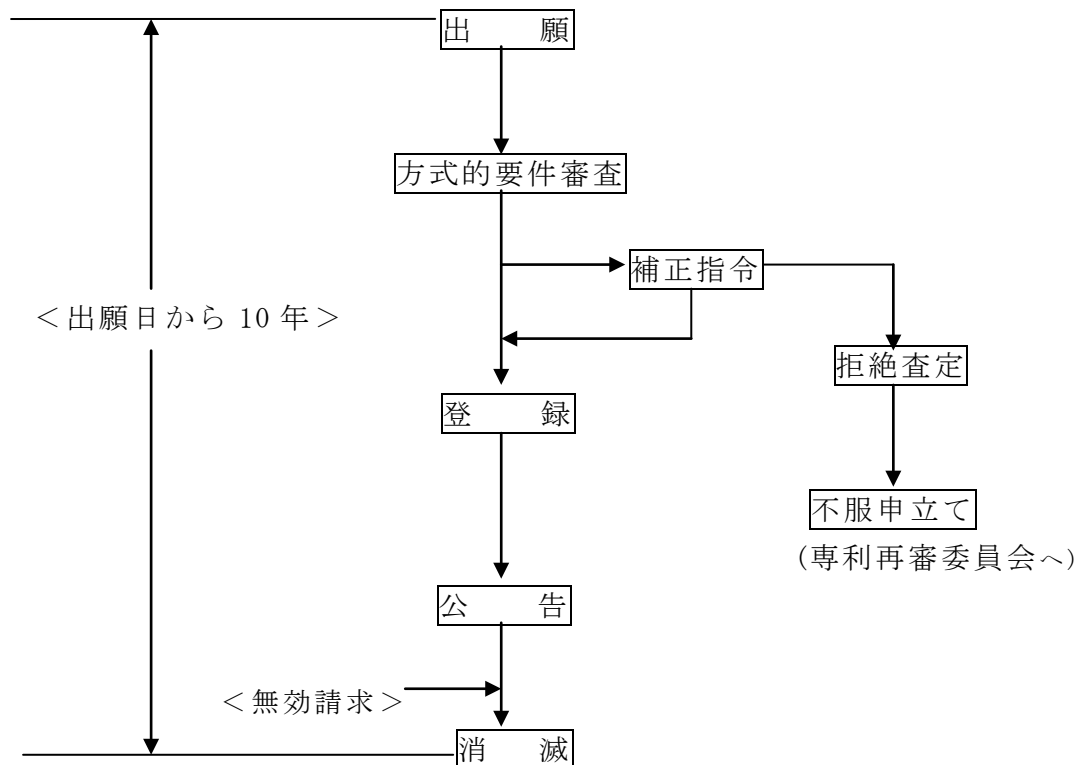
7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 意匠登録出願は、願書や添付書類などが所定の方式に適合しているか否か、及び明らかに不登録事由に該当するか否かの方式的要件審査が行われます。
- (2) 審査の結果、不備が発見された場合には出願人に期間を指定し通知書が発行されます。応答しなかった場合出願は拒絶されます。
- (3) 出願人は、出願日から2ヶ月以内に自発的に出願の補正をすることができます。
- (4) 出願を拒絶する理由が存在しない場合には、権利付与決定の後「意匠特許権」が付与され、その旨が公告されます。意匠特許権は公告日から有効となります。
- (5) 意匠出願が拒絶された場合には、出願人は拒絶査定の日から3ヶ月以内に専利再審委員会に対して再審の請求をすることができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 意匠特許権の存続期間は、出願の日から起算して10年です。
- (2) 存続期間の延長は認められていません。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 保護対象

意匠とは、物品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合であって、美感に富み、工業応用に適した新たな外観設計をいいます。但し、平面印刷の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主として標識として用いられるものは除かれます。

(2) 無効請求

利害関係人は、存続期間中いつでも、登録意匠に新規性が無い等の理由により登録の無効を請求することが出来るようになりました。

(3) 意匠一出願

類似意匠については、一の出願で複数の意匠を出願することができるようになりました。

(4) 新規性

- ① 出願日前（優先日前）に世界のいずれかにおいて刊行物で公表された意匠又は、先行する他人の権利と抵触する意匠は新規性がないものとされます。
- ② 出願前6ヶ月以内における登録を受ける権利を有する者に意に反する意匠の公表、又は所定の技術委員会若しくは国際博覧会における意匠の公表によっては新規性は喪失しないものとされます。
- ③ なお、刊行物での公表の場合は新規性喪失の例外適用は受けられませんので注意が必要です。

(5) 意匠権評価報告書制度の導入

2009年10月1日から「意匠権評価報告書」制度が導入されました。意匠権侵害訴訟などの紛争が生じた場合、人民法院又は専利業務管理部門は、国务院専利行政部門に、意匠権の分析・評価を行わせ、「意匠権評価報告書」を作成させることができるようになりました。

意匠出願は形式審査のみで登録になり、紛争件数も多いので本制度を採用し紛争件数を減らし、少しでも質の高い意匠制度を維持することを目的としたものです。

商標制度

1. 現行法令について

この度、商標法が制定されて以来（1982年）12年ぶりに第3回目の改正が行われ（1993年と2001年の改正に引き続き）、その改正商標法が2014年5月1日より施行されております。

今回の改正の目的は、手続きの迅速化及び中国の商標制度を国際的な基準に調和させるためであるといわれております。

<改正の主な内容>

- (1) 音声商標の採用（改正法8条）
 - (2) 一商標多区分制の採用（改正法22条）
 - (3) 審査・審理期限の規定（改正法28条）
 - (4) 審査意見通知制度の採用（改正法29条）
 - (5) 異議申立制度の改正（改正法33・34条）
 - (6) 無効宣告制度の採用（改正法44・45条）
- 等です。

2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書（出願人の住所、氏名）
- (2) 商標を使用する商品・サービス及びその区分：
今回の改正法により、一商標多区分制が導入され一出願において複数の区分を指定することができることになりました。
- (3) 商標見本
- (4) 優先権証明書（出願日から3ヶ月）
- (5) 委任状

3. 料金表（単位：人民元＝CNY）

- (1) 出願料金：
 - ① 1区分の10種の商品・サービスまで： 800
 - ② 10種を超える1種： 80
 - ③ 同商標につき多区分出願（1区分につき）： 800
 - ④ 団体商標： 3,000
- (2) 異議申立料金： 1,000
- (3) 異議決定に対する不服審判請求料金： 1,500
- (4) 拒絶査定不服審判請求料金： 1,500
- (5) 更新料金： 2,000
- (6) 不使用取消請求料金： 1,000

4. 料金減免制度について

減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 商標出願は国家工商行政管理局（SAIC）に属する商標局に対して行う必要があります。

(2) 商標出願は方式要件及び登録性の実体要件について審査が行われます。主な不登録事由は以下のとおりです。

<主な不登録事由>

- ① 国、政府間機関の名称、旗章、紋章等と同一又は類似の商標、
- ② 識別性のない商標、
- ③ 他人の登録商標と同一又は類似であって、同一又は類似の商品について使用される商標、
- ④ 他人の既存の優先的権利（意匠特許権、著作権など）と抵触する商標。

(3) 出願が登録することができないものと判断された場合、従来はいきなり初審拒絶がなされ、出願人に補正書等提出する機会が与えられていませんでした。

今回の法改正により、審査官は出願内容に不備がある場合には意見書や補正書の提出を求める、出願人の意見を聴取する制度が採用されるに至りました。

なお、初審拒絶に対しては、その拒絶通知書の受領日から 15 日以内に商標評審委員会に対して再審査を請求することができます。

再審査の決定に対しては、その決定書の受領日から 30 日以内に人民法院に提訴することができます。

なお、再審査の請求期間が 15 日以内になっており、非常に期間が短いので留意する必要があります。

(4) 出願が登録すべきものであるときは出願公告されます。出願公告後 3 ヶ

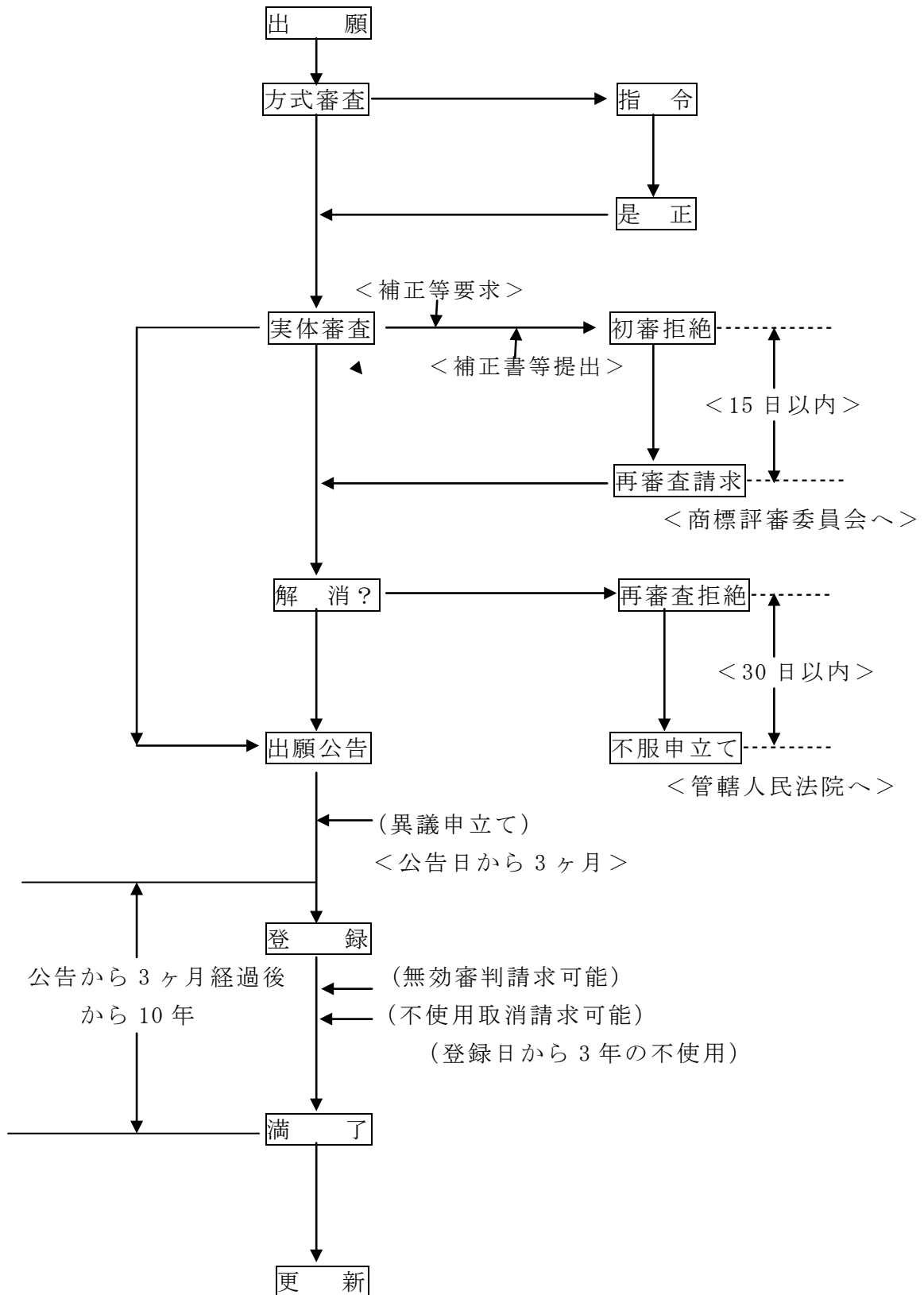
月以内に異議申立をすることができます。

異議申立がなかった場合、又は異議申立が成立しなかった場合は商標登録されます。

(5) 補正に関して

指定商品や指定役務の実体的な補正は、商標局から補正指令が発行された場合を除き、自発補正をすることはできません。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は公告から3ヶ月経過後より起算して10年です。
- (2) 存続期間は更新出願により10年毎に更新することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、自然人・法人又はその他の組織の商品・サービスを他人の商品・サービスから区別できる視覚標識をいいます。特に、言葉、デザイン、文字、数字、3次元標識、色彩の組み合わせ又はこれらの組み合わせは商標となり得ます。
- (2) 今回の改正法により、音声商標が登録の対象となりました。

12. 留意事項

(1) 不使用による取消

登録商標が指定商品・サービスについて3年以上使用されていない場合には、第三者の請求により登録を取消されることがあります。

また、登録商標が普通名称化し、識別力を喪失した場合にも取消を請求することが可能になりました。

(2) 異議申立制度

①従来、異議申立ては何人もでき、また異議申立の理由についても限定されておりました。

②この度の法改正において、異議申立ての理由により異議申立人の適格が、何人か又は先行の商標権者又は利害関係人が申立てをすることができることになりました。

(3) 無効宣告制度の導入

①登録商標が国旗等、識別力、機能的立体商標の規定に違反した場合、欺瞞的手段又はその他の不正な手段で登録を受けた場合（所謂絶対的無効理由）は、商標局により当該登録商標の無効宣告を請求することができる制度が導入されました。

なお、第三者は商標評審委員会にその登録商標の無効を請求することができます。

②登録商標が先登録、地理的表示、他人の同一類似商標、先願主義等（所謂相対的無効理由）の規定に違反した場合、登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係人は商標評審委員会に登録商標の無効宣言を請求することができようになりました。

(4) 譲渡等申請登録

- ① 商標権者の名称や住所を変更する場合、同一の商標権者の全ての登録商標に付き同時に申請する必要がありますので、留意して下さい。
- ② 同一の名義人の商標で、類似する商標は一括して同時に同一の譲受人に譲渡する必要がありますので、この点も留意して下さい。